

◎新潟県告示第586号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付並びに条例第56条の2の規定による自動車取得税の納付及び条例第63条第1項の規定による自動車税の納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成28年4月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地域

熊本県